

5 議事録

佐野会長 少々時間が早いんですけども、委員の方が全員おそろいでございますので、ただいまより第7回埼玉地方最低賃金審議会を開催したいと思えます。

初めに本日の出席委員の状況につきまして、報告をお願いいたします。

賃金室長 本日の出席状況ですけども、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、出席者15名、全員出席でございます。

佐野会長 ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立していることを確認いたしました。

なお、本日の主な議題は、「異議申出の審議」であり、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開いたします。

また、本審議会の議事録署名人をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私佐野が、労働者側は平尾委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長補佐 資料No.1、埼玉県労働組合連合会からの異議申出書（写）。  
資料No.2、生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出書（写）。

以上です。

佐野会長 欠落等がございますか。あれば申し出ていただきたいんですけども。では、ないようですので、ただいまから議事に入りたいと思えます。

議題の1は、埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についてでございます。

異議申出についての諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 8月5日の第6回本審における埼玉県最低賃金の改正決定に関する

答申を受けて、最低賃金法第12条に基づき同日付で答申の要旨及び異議がある場合の異議申出について公示をいたしました。この公示に基づき8月19日に埼玉県労働組合連合会、同月20日に生協労連コープネットグループ労働組合から異議申出書が提出されました。

答申に対して異議の申出があったときには、最低賃金法第12条によりその申出について最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められておりますので、これにより、今回、審議会の意見を求める諮問をさせていただくこととなります。

佐野会長

まず初めに、異議の内容について、事務局から報告していただきまして、その後、委員の方から具体的な質問を受けたいと思います。  
では、よろしく申し上げます。

賃金室長補佐

それでは、各異議の申立ての概要を御説明いたします。資料No.1を御覧ください。

8月19日に埼玉県労働組合連合会から提出されました異議申出書の写しでございます。

異議申出の内容につきましては、2の異議の内容、3の異議の理由に記載されておりますので、この部分につきまして、正確を期するため読み上げさせていただきたいと思っております。

## 2、異議の内容。

1,000円以上という政労使合意の金額を実現し、東京との格差を縮める引上げ額にすること、審議会の全面公開をすること。あわせて、中小企業にとって実効ある支援策を国に対して強く意見することを求めます。

## 3、異議の理由。

(1) 生計費原則に基づく必要額に近づけ、東京との格差を少しでも埋める改定額に。

私たち埼玉労連は、この間の審議会でも再三述べてきたように、生活できる賃金水準はどこに暮らしていても1,500円程度は必要であることから、全国一律1,500円という基準を掲げ、この金額が妥当であることを示すために、「最低生計費調査」にも取り組み、その結果も示してきました。また、2010年に政労使で全国加重平均1,000円を目指すという合意をしてから10年の歳月が流れていることを考えると、埼玉県で1,000円以上の水準にすることは喫緊の課題であると考えています。そのことを裏づけるため毎年の時給調査で、埼玉県の時給水準が平均1,000円以上であることも示してきました。特に今審議会においては、法律の専門家である埼玉弁護士会からも1,000円以上を求める会長声明が出され、法的にも今の最低賃金の水準が低過ぎることが指摘されています。こうした状況から、

今審議会において積極的な答申が示されることを期待していましたが、結果として昨年10月に増税された消費税の引上げにも及ばない水準の答申額となったことは非常に残念です。

また、最低賃金制度は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」(最低賃金法第1条)ことを目的としていますが、残念ながら上記の改定額では隣接する東京との格差は、今審議会の答申額を加味しても月額換算で約1万5,000円の開きがあり、公正な競争力という観点からも法の要請に応えたものとはなっていないと言わざるをえません。この東京との格差がある限り、東京に隣接する埼玉県の労働者が、同一の労働でより高い賃金を求めて東京に職を求め、結果として人材確保が困難な職種で人手不足を解消することができません。

今年は、コロナ禍という特殊な事情により中央最低賃金審議会が目安の答申で、具体的金額を示さず、地方審議会に丸投げするという異常な状況であったことは考慮しますが、意見陳述の場でも述べたとおり、逆に東京との格差を大幅に縮めるチャンスでもありました。また、今回のコロナ禍という非常事態において、最低賃金に大きな影響を受ける非正規労働者の生活がわずか数か月で破綻してしまうことも明らかになりました。これは、今の最低賃金の水準が今回のような非常事態への備えをすることが困難であることを端的に表しています。こうした状況を踏まえ、埼労連としては、生計費原則を貫くことと、東京との格差の是正を重視し、現在の最低賃金制度の中で可能な限りの引上げを求めました。しかし、結果として生計費原則に応える水準との乖離が依然として大きく、東京との格差が縮まったとは言い難い状況であることと、意見陳述後の審議会(専門部会)が非公開であり、答申の中でも具体的な審議過程が述べられていないことから、私たち埼労連と加盟組織による意見陳述を受けて、どのような議論がなされ2円という改定額に至ったのか分からない以上、今回の答申額が生計費原則の水準に近づけることを目標とした政労使合意の1,000円にはるかに及ばず、東京との差が依然として大きい点をもって異議を申し上げ、コロナ禍で疲弊した経済を立て直す視点からも、さらに1円でも2円でも引き上げる改定額にすることを求めます。

## (2) 審議会の全面公開を。

埼玉地方最低賃金審議会の運営については、審議の公開において大きな前進が見られましたが、最賃額の改正決定についての具体的な議論の場となる専門部会など、重要な中身が話し合われる審議については非公開であり、決定額に至るまでの過程を公にしていません。これではどのような議論が交わされ、今回の決定額に至ったのか、一般の県民は全く知ることができません。今審議会の中で、次年度の課題として積極的な受け止めをしていただければと思います。

(3) 実効性のある中小企業支援策を求めて厚労省へ働きかけを。  
意見書にも書かせていただいた、社会保険料の減免など中小企業の支援施策の実行を促すため、政府に対して埼玉地方審議会としての意見を上げてください。

以上です。

続きまして、資料No. 2でございます。

生協労連コープネットグループ労働組合から8月20日に提出された異議申出書でございます。

まず、異議申出の主旨と異議申出の理由につきまして、1と2に書かれておりますので、正確を期するため読み上げたいと思います。

#### 1、異議申出の主旨。

埼玉地方最低賃金審議会は2020年度の最低賃金の改定決定について、時間額を2円引き上げて928円とする答申を行いました。

最低生計費に必要な時間額は埼労連の調査によると1,392円(法定労働時間最長の場合)です。最低賃金は今すぐ1,000円にすべきであり、速やかに1,392円を実現していくべきです。928円では8時間働いても最低限度の人間らしい生活は保障されません。最低生計費の水準を満たさない最低賃金は働いても貧困な労働者、ワーキングプアを生み出し、生活のためダブルワーク、トリプルワークなどの命をも奪う長時間労働を蔓延させます。また食品や燃料などの物価上昇や消費税増税・社会保障費の上昇で、実質賃金が上がらず、2円の引上げでは、労働者の生活の改善は期待できません。

現在の答申額で改定された場合、隣接する東京都の時給差は85円であり地域間格差は解消されません。労働力の流出だけではなく、医療、介護、保育などの分野で人材確保ができず、公的サービスに深刻な影響が出ている現状を改善することはできません。

改めて今すぐ時間額1,000円以上への引上げを求め、異議申出を行うものです。

#### 2、異議申出の理由。

##### (1) 最低賃金が最低生計費を保障していないという問題。

日本国民は憲法で生存権が保障されているにもかかわらず、働いても最低限度の文化的な暮らしができない働く貧困者、年収200万円以下のワーキングプアが労働者の4割近く、1,100万人にも及んでいます。

生協で働く労働者の多くが非正規労働者で、その6割が最低賃金に張りつく低賃金の時間給労働者であることは、意見陳述でも述べたとおりです。生活するために、ダブルワークやトリプルワークをしているパート労働者は、10月の最低賃金の改定に期待しています。

最低限度の文化的な生活は食うや食わずのギリギリのものではありません。最低賃金は労働者の最低生計費を保障するものという基本的

視点を持って審議してください。働いても貧困であることは個々人の責任ではなく、国の責任です。最低賃金が最低生計費を保障するなら、ワーキングプアはなくなり、働く者が健全な税の担い手、社会の担い手になれるのです。現在の最低賃金に張りついている低賃金労働者では生きるのが精いっぱい、生活のために命を削って長時間労働をしなければならず、病気になっても医者にもかかれず、友達とたまに飲みに行くこともできず、大切な人の冠婚葬祭にも行けない、人としてのつながりがない生活をせざるを得ないのです。どんな労働者でも人間です。人間らしい最低限度の文化的な暮らしを保障する最低賃金が求められています。

### (2) 地域時給格差を是正できない地域別最低賃金の問題。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況から経済活動の東京一極集中の問題が浮き彫りになりました。東京に隣接する埼玉には埼玉都民という言葉があるように、埼玉に住み、賃金が高い東京で働くということが当たり前のようになっています。そのため、新型コロナウイルスの感染も埼玉県内に広がりました。また、地域別最低賃金の格差が縮まらず、より高い最低賃金の地方へ労働力、人口が流出し、地域経済が疲弊していく問題は、労働組合だけが指摘しているではありません。国会議員の中でも全国一律最低賃金制度の必要性について話されています。

最低賃金が全国一律であるなら地域間の賃金格差は是正され、「労働力の県外流出」は止めることができます。また最低賃金をあるべき水準に引き上げることで、労働者は切り詰めた生活から生活関連の消費を多くすることになり、地域経済が活性化していくこととなります。特に、東京都の最低賃金額は1,013円と、最低時給は1,000円を超えています。東京との格差をなくすことで、労働力の流出を押さえ、地域経済の活性化につなげることができると思います。埼玉県労働組合連合会など全労連傘下の労働組合が全国で行った最低生計費調査では、全国どこでも時給は1,500円から1,600円必要であるとの結果が出ています。地域間格差をなくす「全国一律最賃制」の最低賃金制度の必要性を認識していただき、中央審議会へ意見を上げていただくことを求めます。

3、審議会委員・専門部会委員の民主的・公正な選任と審議会の民主的運営のための全面的な公開につきましては、お手元の申出書のとおりでございます。

以上でございます。

佐野会長

ありがとうございます。

以上のような意見が出されております。内容的には、これから触れさせていただきたいと思っておりますけれども、取りあえず情報としては、

今説明していただいたような、異議の文書が出ているということでございますけれども、何か質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局から諮問をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)

賃金室長                   では、諮問文をお配りいたします。

(各委員に諮問文(写)配付)

賃金室長                   諮問文の写しを事務局から読まさせていただきます。

令和2年8月21日、埼玉労働局長増田嗣郎から埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長宛ての最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関する諮問です。

標記について、埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第12条による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

別添は、資料1、資料2のとおりとなっております。

以上です。

佐野会長                   ありがとうございます。

今、諮問文を読んでもいただきましたけれども、異議の申し出の内容は、先ほど賃金室長補佐から御説明いただいたところでございますので、今の諮問を受けまして、異議の取扱いについて審議に入ることにいたします。御意見がございましたらお願いいたします。

平尾委員                   今回、労働側として、この異議に当たってコメントをさせていただきたいと思います。

今回の異議の内容についての1点目は、早期に1,000円を目指すということに関しては、これまでも我々の考え方としても、公労使の円卓会議の中で確認をした内容ですので、その考え方は変わらないと考えております。

一方、今年度の結果について、これも異議の要望の中に早期に、東京との格差の話もありましたけれども、これも我々については今回マイナス2円、いわゆる東京との格差で言えば縮まったということについては、十分評価をしていると思っております。

そして3点目の、中小企業への支援については、今回の答申の中でも、会長名で、行政への要請という形で文面を盛り込んだと認識しておりますので、その点についても、きちんと対応していると認識して

おります。

今回、コロナ禍の中で非常に審議が難しい中でありましたけれども、我々としては、中賃の目安の考え方という点については、それを尊重した上で、調査審議を尽くしたと考えております。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

では、使用者側を代表して廣澤委員、お願いいたします。

廣澤委員

今、平尾委員が言ったことにほぼ重なるんですが、加えて申し上げますと、やはり賃上げの流れを止めないということが、非常に重要なことだと考えまして、このような、ささいなことかも知れませんが、2円という結論を導き出したと考えておりますので、その部分を十分評価してまいりたいと思っております。

佐野会長

ありがとうございます。

今労使の代表の方から意見を伺いましたけれども、ほかの方はいらっしゃいますでしょうか。公益委員からは、御意見はありますか。

土屋会長代理

そうですね、異議の理由の大きな柱としては、生計費原則をきちんと貫くべきだというお話なんですが、もちろん法律で、地域最賃の決定に当たって、まず第一に考慮すべき要素は生計費となっていますから、この審議会においても生計費原則についてはきちんと踏まえた上で審議をしてきたものと理解しています。また、地域間格差の是正ということについて、異議の中で触れられているところで、その点についても審議会で十分踏まえて、結論を出したと理解しておりますので、異議については、理由が無いものと考えています。

佐野会長

ありがとうございました。ほかの方は特にいらっしゃいませんか。

ないようでしたら、異議申出の内容につきましては、これまで今回異議の申出をされた2団体からは、直接最低賃金専門部会で意見陳述をいただいております、十分御意見を聞いて調査審議を尽くしたと認められることから、採決に入りたいと思います。

8月5日に答申した原意見のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

佐野会長

ありがとうございます。全会一致と認めます。

8月5日に答申した原意見のとおりとする旨を答申することにいた

します。

(会長から労働基準部長に答申文手交)

賃金室長                   ただいまから答申文（案）を配付させていただきます。

(各委員に答申文（案）配付)

賃金室長                   では、答申文（案）を読み上げます。

8月21日付で、埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長から、埼玉労働局長増田宛ての当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関する答申を読み上げます。

令和2年8月21日貴職から、同年8月5日付埼玉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和2年8月5日付答申どおり決定することが適当である。

以上です。

佐野会長                   ありがとうございます。

それでは、労働基準部長、お願いいたします。

労働基準部長            ただいま答申をいただきました。改めて御礼を申し上げさせていただきます。

埼玉県最低賃金改正につきましては、ただいま御紹介をさせていただきましたところの、令和2年8月5日付答申どおり決定することが適当である、の答申をいただきました。迅速な御審議に厚く御礼申し上げます。本当にどうもありがとうございます。

事務局といたしましては、この後、改正されます埼玉県最低賃金額につきまして、10月1日からの発効となるよう改正決定の必要な手続をしっかりと進めてまいります。

また、改正された折には、埼玉労働局管内各労働基準監督署、各職業安定所における周知はもちろんのこと、各使用者側団体、また各労働者側団体、皆様方の御協力も得ながら、しっかりと埼玉県民の方のために周知を実施してまいります。引き続き、御協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

佐野会長                   ありがとうございます。



次に、今後の事務手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

埼玉県最低賃金の改正決定とその官報公示について御説明いたします。

最低賃金法第14条第1項及び最低賃金法施行規則第9条により、都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、官報に掲載することによって、決定した事項を公示しなければなりません。改正発効が10月1日となるよう、9月1日の官報に掲載すべく手続を行うことといたします。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。今、事務局から説明がございましたけれども、何か質問はございますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。議題の2はその他でございますけれども、事務局で何かございますか。

賃金室長

用意しているものはございません。

佐野会長

分かりました。委員の方は特に何かございませんか。ありがとうございます。

次回の開催予定の10月1日の第8回本審ですが、特定最低賃金の改正決定の答申を予定しております。埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開とします。今回、審議を尽くすためにいろいろと日程が通年と違って変わっております、傍聴者の方には傍聴に關していろいろと御不便をおかけしましたことを、おわびしたいと思います。

それでは、第7回審議会を閉会といたします。ありがとうございました。